

## 市民文化スポーツ局・教育委員会所管分施設の使用料等改定(案)について

■ 市民センター		現行使用料			改定案		備考
区分		9時～12時	12時～17時	17時～22時	1時間の区分ごとに		
多目的ホール	150平方メートル以上	700	1,100	1,800			270
	150平方メートル未満	550	700	1,100			180
和室調理室		350	600	900			140
その他の室		180	350	550			80

■ 生涯学習センター			現行使用料						改定案						備考
区分			9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～12時		13時～17時		18時～22時		※ 大ホールの規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額 (2) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額
	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	
小倉南生涯学習センター	大ホール	A	3,600	4,300	5,700	6,900	7,200	8,600	5,400	6,450	8,550	10,350	10,800	12,900	
		B	5,400	6,400	8,600	10,300	10,800	12,900	8,100	9,600	12,900	15,450	16,200	19,350	
		C	7,200	8,600	11,500	13,800	14,400	17,200	10,800	12,900	17,250	20,700	21,600	25,800	
	区分		9時～18時		時間外(1時間又はその端数ごとに)				9時～18時		時間外(1時間又はその端数ごとに)				
	市民ギャラリー		1,200		200				1,800		300				
	区分		9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間の区分ごとに						
	視聴覚室、特別会議室		700		1,100		1,800		410						
	音楽室		550		700		1,100		270						
	会議室、和室		350		600		900		210						
八幡西生涯学習総合センター	区分		9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間の区分ごとに						
	大会議室		700		1,100		1,800		410						
	多目的室		550		700		1,100		270						
	会議室、和室、立礼室		350		600		900		210						
門司生涯学習センター	区分		9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間の区分ごとに						
	講堂、第1・第2会議室		700		1,100		1,800		410						
	第3・第4・第5会議室、第3・第4和室		550		700		1,100		270						
	研修室、第1・第2和室、調理室、絵画室		350		600		900		210						
その他の生涯学習センター	区分		9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間の区分ごとに						
	講堂A、茶室、工芸室		700		1,100		1,800		410						
	講堂B		550		700		1,100		270						
	和室、調理室		350		600		900		210						
	その他の室		180		350		550		120						
婦人会館	区分		9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間の区分ごとに						
	和室、調理室		350		600		900		210						
	第1・第2会議室		180		350		550		120						

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.5倍)で改定予定

大ホールABCの区分: 入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)の最高額による区分

■北九州芸術劇場		現行使用料						改定案						備考
区分		10時～12時		13時～17時		18時～22時		10時～12時		13時～17時		18時～22時		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 7時から9時まで又は22時から24時まで 1時間又はその端数ごとに18時～22時に係る規定使用料の額の5割に相当する額 (2) 9時から10時まで 10時～12時に係る規定使用料の額の5割に相当する額 (3) 表中に記載 (4) 表中に記載
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	
大ホール	A	19,000	22,800	45,600	54,700	57,000	68,400	22,800	27,360	54,720	65,640	68,400	82,080	
	B	28,500	34,200	68,400	82,100	85,500	102,600	34,200	41,040	82,080	98,520	102,600	123,120	
	C	38,000	45,600	91,200	109,400	114,000	136,800	45,600	54,720	109,440	131,280	136,800	164,160	
	ホワイエ	大ホール又は中劇場の使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、4時間又はその端数ごとに大ホール又は中劇場の使用料に3,000円を加算する。						大ホール又は中劇場の使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、1時間又はその端数ごとに大ホール又は中劇場の使用料に900円を加算する。						
中劇場	A	10,200	12,300	24,500	29,400	30,600	36,700	12,240	14,760	29,400	35,280	36,720	44,040	
	B	15,300	18,300	36,700	44,100	45,900	55,100	18,360	21,960	44,040	52,920	55,080	66,120	
	C	20,400	24,500	49,000	58,800	61,200	73,400	24,480	29,400	58,800	70,560	73,440	88,080	
小劇場	A	3,400	4,100	8,200	9,800	10,200	12,200	4,080	4,920	9,840	11,760	12,240	14,640	
	B	5,100	6,100	12,200	14,700	15,300	18,400	6,120	7,320	14,640	17,640	18,360	22,080	
	C	6,800	8,100	16,300	19,600	20,400	24,500	8,160	9,720	19,560	23,520	24,480	29,400	
		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (3) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の3割に相当する額 (4) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の3割に相当する額						※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (3) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額 (4) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額						

※設備等の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.2倍）で改定予定

大ホール等ABCの区分：入場料等の最高額による区分

■響ホール		現行使用料						改定案						備考
区分		9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～12時		13時～17時		18時～22時		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 7時から9時まで又は22時から24時まで1時間又はその端数ごとに18時～22時に係る規定使用料の額の5割に相当する額 (2) 表中に記載 (3) 表中に記載
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	
大ホール	A	21,700	26,000	34,700	41,700	43,400	52,100	26,040	31,200	41,640	50,040	52,080	62,520	
	B	32,600	39,100	52,100	62,500	65,100	78,100	39,120	46,920	62,520	75,000	78,120	93,720	
	C	43,400	52,100	69,400	83,800	86,800	104,200	52,080	62,520	83,280	100,560	104,160	125,040	
	ホワイエ	ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、4時間又はその端数ごとにホールの使用料に3,000円を加算する。						ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、1時間又はその端数ごとにホールの使用料に900円を加算する。						
		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の3割に相当する額 (3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の3割に相当する額						※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額 (3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額						
区分		9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間の区分ごとに						
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日			土・日・休日			
リハーサル室		2,500	2,950	3,750	4,600	5,050	6,000	1,040			1,250			
研修室		1,100	1,300	1,750	2,100	2,200	2,650	460			550			

※設備等の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.2倍）で改定予定

大ホールABCの区分：入場料等の最高額による区分

■市民会館			現行使用料						改定案						備考
区分			9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～12時		13時～17時		18時～22時		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 7時から9時まで又は22時から24時まで 1時間又はその端数ごとに18時～22時に係る規定使用料の額の5割に相当する額 (2) 表中に記載 (3) 表中に記載
			平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	
黒崎文化ホール	大ホール	A	17,500	21,000	28,000	33,600	35,000	42,000	21,000	25,200	33,600	40,320	42,000	50,400	
		B	26,300	31,500	42,000	50,400	52,500	63,000	31,560	37,800	50,400	60,480	63,000	75,600	
		C	35,000	42,000	56,000	67,200	70,000	84,000	42,000	50,400	67,200	80,640	84,000	100,800	
	中ホール	A	6,600	7,900	10,600	12,700	13,200	15,800	7,920	9,480	12,720	15,240	15,840	18,960	
		B	9,900	11,900	15,800	19,000	19,800	23,800	11,880	14,280	18,960	22,800	23,760	28,560	
		C	13,200	15,800	21,100	25,300	26,400	31,700	15,840	18,960	25,320	30,360	31,680	38,040	
門司市民会館	大ホール	A	7,800	9,400	12,500	15,000	15,600	18,700	9,360	11,280	15,000	18,000	18,720	22,440	
		B	11,700	14,000	18,700	22,500	23,400	28,100	14,040	16,800	22,440	27,000	28,080	33,720	
		C	15,600	18,700	25,000	30,000	31,200	37,400	18,720	22,440	30,000	36,000	37,440	44,880	
若松市民会館	大ホール	A	17,300	20,800	27,700	33,200	34,600	41,500	20,760	24,960	33,240	39,840	41,520	49,800	
		B	26,000	31,100	41,500	49,800	51,900	62,300	31,200	37,320	49,800	59,760	62,280	74,760	
		C	34,600	41,500	55,400	66,400	69,200	83,000	41,520	49,800	66,480	79,680	83,040	99,600	
	小ホール	A	4,900	5,900	7,800	9,400	9,800	11,800	5,880	7,080	9,360	11,280	11,760	14,160	
		B	7,400	8,800	11,800	14,100	14,700	17,600	8,880	10,560	14,160	16,920	17,640	21,120	
		C	9,800	11,800	15,700	18,800	19,600	23,500	11,760	14,160	18,840	22,560	23,520	28,200	
戸畑市民会館	大ホール	A	17,500	21,000	28,000	33,600	35,000	42,000	21,000	25,200	33,600	40,320	42,000	50,400	
		B	26,300	31,500	42,000	50,400	52,500	63,000	31,560	37,800	50,400	60,480	63,000	75,600	
		C	35,000	42,000	56,000	67,200	70,000	84,000	42,000	50,400	67,200	80,640	84,000	100,800	
	中ホール	A	6,600	7,900	10,600	12,700	13,200	15,800	7,920	9,480	12,720	15,240	15,840	18,960	
		B	9,900	11,900	15,800	19,000	19,800	23,800	11,880	14,280	18,960	22,800	23,760	28,560	
		C	13,200	15,800	21,100	25,300	26,400	31,700	15,840	18,960	25,320	30,360	31,680	38,040	
ホワイエ			大ホール又は中ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、4時間又はその端数ごとに大ホール又は中ホールの使用料に3,000円を加算する。						大ホール又は中ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、1時間又はその端数ごとに大ホール又は中ホールの使用料に900円を加算する。						
			※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の3割に相当する額 (3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の3割に相当する額						※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額 (3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額						

大ホール等ABCの区分：入場料等の最高額による区分

区分		9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間の区分ごとに			
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日・祝日		
黒崎文化 ホール	リハーサル室	3,200	3,800	4,800	5,750	6,500	7,700	1,330	1,590		
	大練習室	2,300	2,750	3,450	4,100	4,750	5,500	960	1,140		
	中練習室	900	1,100	1,350	1,600	1,800	2,150	370	440		
	小練習室1	700	850	1,050	1,250	1,400	1,700	290	350		
	小練習室2・3	400	450	550	700	750	900	150	180		
	会議室1・2	400	450	600	700	750	950	160	190		
	会議室3・4	350	400	500	600	650	800	130	160		
	屋外イベントスペース	350	450	550	650	700	850	140	180		
若松市民 会館	第1練習室	1,800	2,100	2,650	3,250	3,550	4,250	730	880		
	第2・3練習室	550	750	900	1,100	1,150	1,400	240	300		
戸畑市民 会館	リハーサル室	2,500	2,950	3,750	4,600	5,050	6,000	1,040	1,250		
	第1練習室	700	850	1,050	1,250	1,400	1,700	290	350		
	第2練習室	550	750	900	1,100	1,150	1,400	240	300		
大手町練 習場	大練習室	3,500	4,200	5,250	6,300	7,000	8,400	1,450	1,740		
	中練習室1	1,950	2,300	2,900	3,550	3,900	4,650	800	960		
	中練習室2	1,350	1,600	2,050	2,450	2,700	3,250	560	670		
	小練習室1・2・4～6	700	850	1,050	1,250	1,400	1,700	290	350		
	小練習室3・7・8	550	750	900	1,100	1,150	1,400	240	300		
	会議室1	700	800	900	1,100	1,150	1,400	250	300		
	会議室2・3	400	500	600	700	800	950	160	190		
区分		10時～18時		時間外(1時間又はその端数ごとに)		10時～18時		時間外(1時間又はその端数ごとに)			
門司市民 会館	第1展示室	2,950		550		3,540		660			
	第2展示室	1,450		250		1,740		300			
若松市民 会館	美術展示室	A	1,800		300		2,160		360		
		B	3,600		700		4,320		840		
		C	5,400		1,000		6,480		1,200		
旧百三十 銀行ギャ ラリー	美術展示室	A	3,000		600		3,600		720		
		B	6,000		1,200		7,200		1,440		
		C	9,000		1,800		10,800		2,160		
区分		1月				1月					
黒崎文化 ホール	楽器庫1					4,200				5,040	
	楽器庫2					10,000				12,000	
戸畑市民 会館	楽器庫					9,000				10,800	
大手町練 習場	楽器庫1・2					11,000				13,200	
	楽器庫3～5					4,000				4,800	

※設備等の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.2倍）で改定予定

美術展示室ABCの区分：使用目的による（美術関係か、美術関係以外か、入場料等を徴収し収益を伴うものか）区分

■旧古河鉱業若松ビル		現行利用料金			改定案			備考
区分		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～12時	12時～17時	17時～22時	
多目的ホールA、B		700	1,100	1,800	840	1,320	2,160	
区分		9時～12時	12時～17時	17時～22時	1時間の区分ごとに			
会議室A、B、C		180	350	550				100

■ 美術館				現行使用料			改定案			備考
普通観覧料	区分			一般	大学生・高校生	中学生・小学生	一般	大学生・高校生	中学生・小学生	
	個人(1人1回)			150	100	50	300	200	100	
	団体(20人以上、1人1回)			120	80	40	240	160	80	
特別観覧料	写真撮影	モノクローム	A	1点1回		150	廃止			
			B	1点1回		1,000				
	カラー	A	1点1回		300					
		B	1点1回		2,000					
	模写・模造・拓本			1点1日		2,000				
	熟覧			1点1日		200				
区分				9時30分～17時30分	時間外(1時間又はその端数ごとに)		9時30分～17時30分	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
展示室				10,400	1,500		12,480	1,800		
				※ 展示室の使用に当たり、エントランスホール又は収蔵庫の一部を使用するときは、展示室使用料の額にそれぞれ1日につき4,200円を加算する。			※ 展示室の使用に当たり、エントランスホール又は収蔵庫の一部を使用するときは、展示室使用料の額にそれぞれ1日につき5,040円を加算する。			
区分				10時～20時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		10時～20時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
分館展示室A				7,900	890		9,480	1,060		
区分				10時～20時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		10時～20時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
分館展示室B				5,600	620		6,720	740		
				※ 分館展示室A及び分館展示室Bの両室を使用する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 10時から20時まで 13,400円 (2) 前号に掲げる時間の区分以外の時間1時間又はその端数ごとに 1,500円			※ 分館展示室A及び分館展示室Bの両室を使用する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 10時から20時まで 16,080円 (2) 前号に掲げる時間の区分以外の時間1時間又はその端数ごとに 1,800円			
区分				9時30分～17時30分	時間外(1時間又はその端数ごとに)		9時30分～17時30分	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
市民ギャラリー				7,800	1,100		9,360	1,320		
区分				9時～19時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		9時～19時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
黒崎市民ギャラリー				7,800	1,100		9,360	1,320		

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

■ 文学館		現行使用料			改定案			備考
普通観覧料	区分	一般	高校生・中学生	小学生	一般	高校生・中学生	小学生	年間定期券による 観覧は、特別の展 覧会の観覧を除 く。
	個人(1人1回)	200	100	50	240	120	60	
	団体(30人以上、1人1回)	160	80	40	190	90	40	
	年間定期券(1人1年)	400	200	100	480	240	120	

■ 松本清張記念館		現行使用料			改定案			備考
観覧料	区分	一般	高校生・中学生	小学生	一般	高校生・中学生	小学生	
	個人	500	300	200	600	360	240	
	団体(30人以上)	400	240	160	480	280	190	
	3館共通入場券 (小倉城、小倉城庭園、 松本清張記念館)	300	190	130	300	190	130	
	区分	9時30分～12時	12時～17時	17時～21時	9時30分～12時	12時～17時	17時～21時	
	企画展示室	1,300	1,950	2,600	1,560	2,340	3,120	
	区分	9時30分～12時	12時～17時	17時～21時	1時間の区分ごとに			
	会議室	500	750	1,000	220			

■ 自然史・歴史博物館		現行使用料			改定案			備考
普通観覧料	区分	一般	高校生以上	中学生・小学生	一般	高校生以上	中学生・小学生	
	個人(1人1回)	500	300	200	600	360	240	
	団体(30人以上、1人1回)	400	240	160	480	280	190	
特別観覧料	写真撮影	モノクローム	A	1点1回	150	廃止		
			B	1点1回	1,000			
	カラー	A	1点1回	300				
		B	1点1回	2,000				
	模写・模造・拓本		1点1日	2,000				
	熟覧		1点1日	200				

■ 漫画ミュージアム		現行使用料			改定案			備考
普通観覧料	区分	一般	高校生・中学生	小学生	一般	高校生・中学生	小学生	
	個人(1人1回)	400	200	100	480	240	120	
	団体(30人以上、1人1回)	320	160	80	380	190	90	
	年間定期券(1人1年)	2,000	1,500	1,000	2,400	1,800	1,200	
区分		11時～19時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		11時～19時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
企画展示室A		2,000	350		2,400	420		
企画展示室B		2,100	360		2,520	430		
企画展示室C		2,600	450		3,120	540		

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

■ 長崎街道木屋瀬宿記念館		現行使用料						改定案						備考
観覧料	区分	一般		高校生		中学生・小学生		一般		高校生		中学生・小学生		※ ホールの規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 7時から9時まで又は22時から24時まで1時間又はその端数ごとに18時～22時に係る規定使用料の額の5割に相当する額 (2) 12時から13時まで13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額 (3) 17時から18時まで18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額
	個人	200	100		50		240		120		60			
	団体(30人以上)	160	80		40		190		90		40			
区分		9時～17時30分						9時～17時30分						
企画展示室		1,000						1,200						
区分		9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～12時		13時～17時		18時～22時		
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	
ホール	A	3,600	4,300	5,700	6,900	7,200	8,600	4,320	5,160	6,840	8,280	8,640	10,320	
	B	5,400	6,400	8,600	10,300	10,800	12,900	6,480	7,680	10,320	12,360	12,960	15,480	
	C	7,200	8,600	11,500	13,800	14,400	17,200	8,640	10,320	13,800	16,560	17,280	20,640	
	D	550		850		1,100		660		1,020		1,320		
区分		9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間の区分ごとに						
和室		300		450		600		120						

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

大ホールABCの区分: 入場料等の最高額による(D: 舞台・ 棧敷席を使用しないとき)区分

■スポーツ施設

区分			現行使用料								改定案			備考
共用	区分		一般		高校生		中学生・小学生		一般	高校生	中学生・小学生			
	1人1回(2時間以内)		260	130	80	390	190	120						
	回数券(10枚つづり)		2,340	1,170	720	3,120	1,520	960						
総合体育館	区分		9時～12時		13時～17時		18時～21時		9時～21時		1時間の区分ごとに		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、1時間又はその端数ごとに当該各号に定める額とする。 (1) 9時前 9時～12時に係る規定使用料の額の1時間当たりの額 (2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の1時間当たりの額 (3) 17時から18時まで又は21時後 18時～21時に係る規定使用料の額の1時間当たりの額	
			平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日・休日		
	専用	第1競技場	A	7,700	9,200	10,100	12,100	12,800	15,300	30,600	36,600	4,670		5,590
			B	48,000	57,600	72,000	86,400	96,000	115,200	216,000	259,200	33,250		39,900
		第2競技場	3,900	4,700	5,100	6,100	6,400	7,600	15,400	18,400	2,350	2,800		
	第3競技場	530	660	910	1,060	850	1,000	2,800	3,310	350	410			
	大会議室		2,100	2,700	2,700	7,500	1時間の区分ごとに		1,130					
	小会議室		1,000	1,300	1,300	3,600	1時間の区分ごとに		540					
	新門司 門司 小倉北 小倉南 菅根 若松 折尾スポーツセンター 浅生スポーツセンター 八幡東 の場池	区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時		1時間の区分ごとに				
				平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日・休日			
専用		体育行事		5,100	6,100	7,800	9,400	7,800	9,400	2,580	3,110			
		体育行事以外		7,700	9,200	11,700	14,100	11,700	14,100	3,880	4,670			
専用		体育行事		2,500	3,000	3,800	4,600	3,800	4,600	1,260	1,520			
		体育行事以外		3,800	4,600	5,700	6,900	5,700	6,900	1,900	2,300			
専用		体育行事		1,800	2,200	2,800	3,400	2,800	3,400	920	1,120			
		体育行事以外		2,700	3,400	4,200	5,100	4,200	5,100	1,380	1,700			
門司 若松 折尾スポーツセンター 浅生スポーツセンター 的場池 文化記念公園		区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時		1時間の区分ごとに				
				平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日・休日			
	門司	集会室	1,800	2,100	3,600	4,300	3,600	4,300	1,120	1,330				
	的場池	多目的ホール		520	650	1,110	1,300	1,110	1,300	340	400			
		会議室等	第1会議室、視聴覚音楽室		1,080	1,290	1,620	1,930	2,160	2,580	600	720		
			第2会議室		810	960	1,210	1,450	1,620	1,930	450	540		
	第3会議室		540	640	810	960	1,080	1,290	300	360				
	文化記念公園	区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時		1時間の区分ごとに				
				使用面積200㎡以上		540	1,050	1,650	400					
		管理棟 会議室	100㎡以上200㎡未満		360	700	1,100	270						
100㎡未満			180	350	550	130								
和室・調理室			350	600	900	230								



野球場	若松 大谷 城山 門司 北九州市民 桃園 本城 的場池 都島 高炉台 三萩野	区分	一般	高校生以下	一般	高校生以下	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。				
		軟式 1回(1時間以内)	800	600	1,200	900					
		硬式 1回(1時間以内)	2,700	1,350	4,050	2,020					
	専用	<p>使用者が入場料、会費その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 営利又は収益を目的としない場合入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。</p> <p>(2) 営利又は収益を目的とする場合一般の者に係る規定使用料の額に3を乗じて得た額に、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額(当該額が1人当たりの入場料等の最高額に200を乗じて得た額に満たないときは、当該200を乗じて得た額)を加えて得た額</p>			<p>使用者が入場料、会費その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 営利又は収益を目的としない場合入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。</p> <p>(2) 営利又は収益を目的とする場合一般の者に係る規定使用料の額に3を乗じて得た額に、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が1人当たりの入場料等の最高額に300を乗じて得た額に満たないときは、当該300を乗じて得た額)を加えて得た額</p>						
庭球場	【砂入人工芝等】 新門司 若松 浅生スポーツセンター 三萩野 紫川河畔 文化記念 吉田太陽の丘 桃園 香月中央 城山緑地	区分	一般	高校生	中学生・小学生	一般	高校生	中学生・小学生	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。		
		共用	1人1回 (2時間以内)	330	160	100	490	240		150	
			回数券 (10枚つづり)	2,970	1,440	900	3,920	1,920		1,200	
			定期券	1ヶ月	3,960	1,920	1,200	5,880		2,880	1,800
				6ヶ月	16,500	8,000	5,000	24,500		12,000	7,500
		12ヶ月		23,760	11,520	7,200	35,280	17,280		10,800	
		専用	1面1回	2時間以内			1時間あたり			1,260	
庭球場	【クレー】 門司 小倉南 城山 田野浦 桃園	区分	一般	高校生	中学生・小学生	一般	高校生	中学生・小学生	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。		
		共用	1人1回 (2時間以内)	200	100	60	300	150		90	
			回数券 (10枚つづり)	1,800	900	540	2,400	1,200		720	
			定期券	1ヶ月	2,400	1,200	720	3,600		1,800	1,080
				6ヶ月	10,000	5,000	3,000	15,000		7,500	4,500
		12ヶ月		14,400	7,200	4,320	21,600	10,800		6,480	
		専用	1面1回	2時間以内			1時間あたり			750	
運動場・球技場	新門司 若松 ひびき公園 桃園 香月中央 本城	区分	一般	高校生以下	一般	高校生以下					
		専用	1面1回 (1時間以内)	800	600	1,200	900				
トレーニング室	若松 折尾スポーツセンター 総合体育館 浅生スポーツセンター	区分	高校生以上			高校生以上					
		共用	1人1回 (2時間以内)	300			450				
			回数券 (10枚つづり)	2,700			3,600				
	定期券	1ヶ月				5,400					

柔剣道場	小倉南 若松 小倉北 八幡東 八幡西 香月ｽﾎｰﾝ-ｸﾞﾗ- 浅生ｽﾎｰﾝ-ｸﾞﾗ- 大里	区分		一般	高校生	中学生以下	一般	高校生	中学生以下	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。	
		共用	1人1回 (2時間以内)		260	130	80	390	190		120
			回数券 (10枚つづり)		2,340	1,170	720	3,120	1,520		960
			定期券	1ヶ月	3,120	1,560	960	4,680	2,280		1,440
		3ヶ月		5,720	2,860	1,760	8,580	4,180	2,640		
		区分		9時～12時	12時～17時	17時～21時	1時間の区分ごとに				
		専用			1,750	3,100	3,100	990			
弓道場	門司 小倉南 若松 浅生ｽﾎｰﾝ-ｸﾞﾗ- 勝山 桃園 的場池	区分		一般		高校生以下		一般	高校生以下	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。	
		共用	1人1回 (2時間以内)		170		80		250		120
			回数券 (10枚つづり)		1,530		720		2,000		960
			定期券	1ヶ月					3,000		1,440
		専用	浅生ｽﾎｰﾝ-ｸﾞﾗ- その他		1時間又はその端数ごとに		800		1時間あたり		1,200
			1時間又はその端数ごとに		400		1時間あたり	600			
陸上競技場	鞘ヶ谷 本城	区分		一般		高校生以下		一般	高等学校の生徒以下の者		
		共用	1人1回 (2時間以内)		100		30		150	40	
			回数券 (10枚つづり)		900		270		1,200	320	
			定期券	1ヶ月					1,800	480	
		区分		7時～12時	12時～17時	17時～21時	1時間の区分ごとに				
		専用			12,000	13,000	13,000	4,070			
入場料等を徴収する場合の使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。							入場料等を徴収する場合の使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。				

室内 ブール	新門司 若松 折尾ｽﾀｰﾝ-ﾝﾀｰ 浅生ｽﾀｰﾝ-ﾝﾀｰ 桃園	区分	一般		中学生		小学生以下		使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割(回数券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を加算する。							
			7・8月	その他の月	7・8月	その他の月	7・8月	その他の月								
		共用	個人 1人1回 (2時間以内)	260	400	200	250	100		120	390	600	300	370	150	180
			団体 (30人以上50人未満)	230	360	180	225	90		105	350	540	270	330	130	160
			団体 (50人以上)	205	320	160	200	80		95	310	480	240	290	120	140
			回数券 (10枚つづり)	2,340	3,200	1,800	2,000	900		960	3,120	4,200	2,400	2,590	1,200	1,260
	定期券	1ヶ月						4,680	7,200	3,600	4,440	1,800	2,160			
	思永中学校	区分	7・8月		その他の月		使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割に相当する額を加算する。									
			平日	土・日・休日	平日	土・日・休日										
		専用	折尾ｽﾀｰﾝ-ﾝﾀｰ	1回 (2時間以内)	1,800	2,200		2,900	3,600	1時間あたり	1,350	1,650	2,170	2,700		
新門司、若松、浅生ｽﾀｰﾝ-ﾝﾀｰ			5,700	6,800	9,000	11,300		4,270	5,100		6,750	8,470				
桃園			11,300	13,500	18,000	22,500		8,470	10,120		13,500	16,870				
屋外 ブール		松ヶ江 朽網 小石 藤ノ元 沖田 和布刈塩水 大里 文化記念 紫川河畔 桃園 大池 折尾 上津役 木屋瀬 岩ヶ鼻	区分	一般		中学生		小学生以下		使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割(回数券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を加算する。						
	個人 1人1回 (2時間以内)			240	130	70	360	190	100							
	共用		団体 (30人以上50人未満)	215	115	60	320	170	90							
			団体 (50人以上)	190	100	55	280	150	80							
			回数券 (10枚つづり)	2,160	1,170	630	2,880	1,520	800							
			定期券	1ヶ月							4,320	2,280	1,200			
	専用	区分	平日		土・日・休日		1時間あたり	平日		土・日・休日						
			50m	8,200	9,000	6,150		6,750								
		25m	5,200	6,800	3,900	5,100										
		飛び込み	5,200	6,800	3,900	5,100										
北九州 スタジアム	区分	6時～12時	12時～17時	17時～21時	1時間の区分ごとに			※ フィールド及びスタンドの規定時間区分以外の部分の使用料の額は、1時間又はその端数ごとに17時～21時に係る規定使用料の額(前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定により算定した使用料の額)の1時間当たりの額とする。								
		A アマチユ	22,400	24,300	24,300	7,100										
	B アマチユ以外	33,600	36,450	36,450	10,650											
	会議室等	会議室1～7、ウオームアップエリア1・2、特別会議室1～9	1時間又はその端数ごとに		860～5,220		1時間又はその端数ごとに			1,290～7,830						

※設備等の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定